

事業承継保証制度

市内中小企業・小規模事業者の

事業承継を支援します！

雇用の安定や、技術などの貴重な経営資源を次世代に継承することが、中小企業・小規模事業者の喫緊の課題となっています。

この制度は、事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金調達に際し、信用保証により、円滑な事業承継を実現し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

！ 平成30年4月1日から要綱が一部改正されました。
■ 新たな要件は裏面をご参照ください。



川崎市信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

<http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

事業承継保証制度

ご利用できる方	次のすべての要件を満たす持株会社を対象とします。 (1)事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること。 (2)持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (3)事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。ただし、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とします。
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	設備資金 ただし、持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金に限ります。
保証期間	15年以内(据置期間18ヶ月以内を含む)
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
保証料率	0.45%~1.90%
貸付利率	金融機関所定利率
担保・連帯保証人	(1)担保 必要に応じて徴求します。 (2)連帯保証人 原則として、持株会社及び事業会社の代表者(実質経営者を含む)並びに事業会社の法人保証が必要です。
添付書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の書類を添付してください。 (1)事業承継計画書 (2)株式評価算定書 (3)持株会社及び事業会社の株主名簿 (4)事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写し及び印鑑証明書

※融資に関しましては、金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。



川崎市信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

<http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

お問合せ先

(川崎・幸・中原区)

企業支援課 044-211-0501

(高津・宮前・多摩・麻生区)

北支所企業支援課 044-850-0055